

公述人 NO.10 水口和恵

上水本町3丁目に住んでいる水口和恵です。

私はまず、小平3・2・8号線の建設の根拠となっている交通量について、意見を述べたいと思います。環境影響評価書案19ページでは、小平3・2・8号線の計画交通量を今から7年後の平成31年度で33,300～34,200台、18年後の平成42年度で32,200～33,900台としています。これは、東京都が昨年10月に開催した環境影響評価書案の説明会のときに配布した「道路の整備効果」というパンフレットに記載されている平成17年から平成42年の間に、東村山から町田までの六市間の交通量が22%増加する、という予測に沿って計算した数値だと思われます。

一方、平成20年に国交省が発表した全国の道路の交通量は、2003年をピークとして、既に下降傾向にあることが示されています。また、埼玉、千葉、東京、神奈川という関東臨海部の交通量も、入手可能な範囲の数値で、1999年の1,321億台キロから、2005年には1,166億台キロへと、既に減少しています。全国でも、関東臨海部でも、自動車交通量は既に減少しているのに、六市間の交通量だけが今後数十%も増加すると予測されているのは非常に疑問で、環境影響評価書案で示された計画交通量にも疑問を感じます。一昨年6月に発表された小平3・3・8号線の環境影響評価調査計画書に対する知事意見では、「将来交通量予測については、その算出過程を分かりやすく説明すること」が求められていました。それを受けて、環境影響評価書案の13～17ページに算出過程が大まかに示されていますが、とても「わかりやすく説明」しているとは言い難いものです。計画交通量の算出過程は、もったきちんと数値を示しながら、わかりやすく説明してほしいと思います。

次に、この道路の建設が周囲の自然環境や生物に与える影響について意見を述べたいと思います。

まず、緑の量の変化と渡り鳥への影響についてです。小平中央公園の総合体育館の横にある雑木林は、現在約1.27haですが、道路の建設によって、そのうち約4割にあたる0.51haがアスファルトに変わることとなります（評価書案p.253）。また現在、あの林には604本の中高木が生えていますが（評価書案p.198）、道路建設により、そのうち約36%にあたる228本が伐採されます。それに加えて、玉川上水部分に生えている中高木99本も伐採される予定です（評価書案p.260より算出）。中央公園横の雑木林と玉川上水の木々は、航空写真で見ると、津田塾大学の緑と並んで、この地域では貴重な緑の塊となっていることがわかります。そして、この緑の塊は、渡り鳥にとっての貴重な休息の場となっています。

今年4月30日にどんぐりの会が行った初夏の渡り鳥の観察会では、中央公園横の雑木林でセンダイムシクイやキビタキなど、遠く東南アジアから飛んできた渡り鳥が観察されました。環境影響評価調査では、4月末～5月初めのそれらの渡りの季節は調査対象期間とされていないため、それらの鳥の存在は確認されていません。それらの渡り鳥は、あの林を中継地の一つとして、奥多摩の山まで飛んで行って繁殖し、秋にまた東南アジアへ戻っていきます。観察を指導してくれた自然観察指導員の方によると、遠距離を移動するそれらの渡り鳥にとっては、都市の小さな緑地も、休息し、餌をとる貴重な緑地であるそうです。そして、それらの鳥は、縄張り意識をもっているため、緑地の面積は少しでも広い方が、より多くの渡り鳥を休息させることができるそうです。あの林の約半分が道路になった場合の、渡り鳥への影響を評価してほしいと思います。

一方、鳥の餌となる虫については、評価書案の162～163ページで、中央公園横の雑木林内の道路予定地で、ヒグラシ、ヒラタクワガタ、キマダラカミキリの3種の希少種を発見したと記されています。夏になれば、あの林には子ども達がたくさんきて、カブトムシやクワガタ虫を取るのを楽しみにしています。

また、毎年 8 月初めに中央公園で行われる灯り祭りでは、林の側に置いた灯ろうや、林の横の木々にたくさんのセミの幼虫が上ってきて羽化を始め、とても幻想的な風景となります。昨年の 7～8 月にどんぐりの会が中央公園横の雑木林で行なったセミの抜け殻調査では、発見したセミの抜け殻 1129 個のうち、ヒグラシが 5% を占め、自然観察指導員の方が、あの林の自然の豊かさを示していると指摘されました。都心の公園では、セミといえばアブラゼミがほとんどで、ヒグラシはまず見られないそうです。夏の夕方にカナカナカナ・・・と鳴くあのヒグラシの音が、道路を建設した後も聞くことができるのか、とても心配です。評価書案の 213 ページでは、「大部分の樹林は残り、工事の完了後 10 年もすれば、環境施設帯の木も相応に生育するので、ヒグラシへの影響は小さいと予測」していますが、本当でしょうか。自然観察指導員の方は、一度いなくなったヒグラシはもう戻ってこないだろう、と言っていました。

また、道路予定地内の雑木林と玉川上水では、希少な植物種として、ギンラン 7 株、キンラン 9 株、ササバギンラン 15 株、マヤラン 50 株が確認された、と評価書案 135～136 ページに記されています。これらのラン科植物は、クヌギ、コナラ等と共生しているラン菌と呼ばれる菌根菌という菌類があるところにしか生えません。菌根菌は、植物の根に着生し、植物と栄養分をやり取りしていて、植物の種類によって、共生する菌根菌が異なります。植物と菌根菌はお互いに依存関係にあり、植物がなければ菌根菌は生きられず、逆に菌根菌がなければ植物はうまく育ちません。それぞれの地域には、その植生に応じて地域独自の菌根菌が育っています。300 年前に噴火して、植生と共に菌根菌が死滅した富士山の南東斜面では、300 年経った今でも、木がまばらにしか生えない荒涼とした風景が広がっています。キンラン、ギンラン以外にも、中央公園横の雑木林の道路建設予定地には、キツネノカミソリという希少種も 100 株確認されています。環境影響評価書案では、これらの希少種は、「可能な限り移植等の措置を講じるので、影響は小さい」としていますが、移植でそれらの植物が生き続けられるのかは疑問です。

次に、新堀用水の水生生物に与える影響についてです。環境影響評価調査計画書に対する知事意見では、「玉川上水と並行する新堀用水についても、・・・玉川上水と同様に水質汚濁の予測・評価を行なう」ことが求められました。そのことに伴い、環境影響評価書案では、工事の施行中における新堀用水の水質変化を評価項目としましたが、工事の完了後については、玉川上水の水質変化のみを評価項目として、新堀用水の水質変化は評価していません。

玉川上水の橋梁工事では、樹木は伐採されますが、法面は土のまま残されます。一方、新堀用水は、36m 幅にわたって土の法面をコンクリート製の管で覆って囲む函きょ構造に変えることになっています。このことに伴う工事の完了後の新堀用水の水質と生息する生物への影響は大きいのではないかと予想されます。

玉川上水には、東京都の下水処理水が流れていますが、新堀用水には多摩川からの自然な水が流れています。そのため、評価書案の 172 ページに示されたように、建設予定地周囲 250m 内の新堀用水には、カワニナ、ツリミズ、コカゲロウ、モンカゲロウなど、玉川上水よりも多い 22 種の底生動物が確認されています。なかでもホタルの餌となるカワニナは、玉川上水では確認されませんでした。新堀用水では生息が確認されています。ホタルの復活を願う市民がホタルの幼虫を新堀用水に放流しています。放流は、道路予定地より西側の朝鮮大学のあたりの新堀用水で行なっているようですが、その結果、道路予定地より東側の平櫛田中館のあたりで、成虫のホタルが目撃されるようになったそうです。新堀用水を 36m にわたってコンクリートで囲む函きょ構造にすれば、その区間に底生動物はまったく生息できず、ホタルの復活のきざしに水を差すことにならないでしょうか。

底生動物だけでなく、魚類についても、評価書案 166～167 ページに書かれたように、建設予定地周辺 250m 内の新堀用水では、玉川上水には見られないドジョウや、希少種のアブラハヤが確認されています。

希少種のアブラハヤは、新堀用水で繁殖している可能性も指摘されています。それらは、函きょ構造になっても生息し続けることができるのでしょうか。評価書案では、函きょ工事の施行においては、水路の切り回しを行い、鋼矢板による締切等の工法を採用するので、用水への濁水の流入は防止され、アブラハヤの生息環境への影響は小さい、と結論づけていますが、工事の完了後のアブラハヤへの影響は評価していません。工事の施行中のみならず、36m にわたってコンクリート管が設置された後の新堀用水の生物への影響もきちんと評価してほしいと思います。

道路建設に伴うこれらの動植物への影響は、環境施設帯にできるだけ既存樹木を残すなどの措置を取るなので、いずれも小さいと結論づけられていますが、何を根拠として、どれくらい小さいと言っているのかがよくわかりません。環境影響評価調査計画書に対する知事意見では、「生態系を代表する陸上動物のうち定量的な予測が可能な種を選定し、HSI モデル等を用いて、生息生育環境の質および量の変化の程度について予測・評価を行う」ことが求められました。HSI モデルというのは、野生生物の生息環境を定量的に評価するための指標として、ハビタット適正指数（HSI=Habitat Suitability Index）を算出するモデルで、生物の生息環境としての適切さを数値で表すものです。評価書案資料編の129～143 ページでは、環境施設帯に既存樹木を可能な限り残した場合と、ケヤキ、ツツジなどの標準的な街路樹を植えた場合とで、シジュウカラとラン科植物の生息のしやすさを HSI を使って表し、環境施設帯に既存樹木を可能な限り残した方が、標準的な街路樹を植えるよりも、シジュウカラもラン科植物も生息しやすい、ということを示しています。

しかし、本来、知事意見で求められたのは、環境施設帯に既存樹木を残した場合と、標準的な街路樹を植えた場合の生息環境の比較ではなく、道路を建設した場合の、建設前と建設後の生物の生息環境の変化の定量的な比較だったのではないのでしょうか。ただ「影響は小さい」と定性的な評価だけで結論づけるのではなく、道路を建設しても、建設前と比べて、生物の生息環境への影響がどれくらい「小さい」と言えるのか、HSI モデル等を用いて、可能な限り定量的に示してほしいと思います。

最後に、史跡としての玉川上水の価値について、意見を述べます。環境影響評価調査計画書に対する知事意見で、史跡の価値を維持するため、「史跡玉川上水保存管理計画書」の基準に基づいて評価の指標を設定することが求められました。評価書案の5 ページでは、「史跡玉川上水保存管理計画書」の規定に沿って、「文化庁、都、区市等の関係機関と協議」を行なった上で、許可を得るので問題ない、と結論づけています。しかし、「史跡玉川上水保存管理計画書」では、「関係機関と協議を行ったうえで、許可を得る」ことを求めた上で、「大きな現状変更に関しては、学識経験者等で構成される委員会等を設置し、検討することが望ましい」としています。36m にわたって橋梁を建設することは、史跡に大きな影響を与える「大きな現状変更」だと思うので、「史跡玉川上水保存管理計画書」に従って、「関係機関と協議を行ったうえで許可を得る」のみならず、「学識経験者等で構成される委員会等を設置し、検討すること」を強く求めます。